



犬の飼い方について

市には、鳴き声や散歩の仕方等、飼い主のマナーについてお問い合わせを多くいただきます。犬は今では、飼い主と一緒に生活を共にする大切な家族の一員として、かけがえのない存在となっています。犬を飼うということは、その命を預かり、共に地域社会の中で暮らしていくことです。愛情と責任を持って、最後まで面倒を見ましょう。

犬を飼う人のマナー

・散歩のときのリード(引き綱)の使い方にご注意を！

放していたり、長いリード(引き綱)を使っていると、急な飛び出しやいたずらを制御することができません。リード(引き綱)は、確実に飼い犬につなぎ、犬のとっさの行動に対応できるよう短く持ちましょう。また、伸縮リードは、確実な制止が難しいケースがありますので、注意して使用しましょう。



・ふんやおしっこの後始末をしましょう！

散歩中にふんをしてしまった場合は、自宅へ持ち帰って処分しましょう。おしっこもペットボトル等に水を携帯し、きれいに洗い流しましょう。散歩コースの道路・電柱・塀などは犬のトイレではありませんので自宅ですっきりとトイレを済ませてから愛犬との散歩を楽しみましょう。

・鳴き声について

犬が頻繁に吠えると、周囲の人にとっては迷惑になります。ただ、人間にとっては無駄吠えでも犬からすると無駄吠えではなく、吠える行動には必ず理由があります。まずは、その原因を見極め、原因から対処することが大切となります。

犬を飼う手続きについて

犬を飼う際には、飼い主は、狂犬病予防法により飼い犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)をし、鑑札と注射済票を装着することが飼い主に義務付けられています。また、亡くなられた際は死亡届を提出してください。



- ・動物を殺したり、傷つけた場合、5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処されます。
- ・飼えないからといって、動物を捨てることは「遺棄」に該当し、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処されます。どうしても飼えなくなった場合は、里親を探しましょう。
- ・暴行を加える、エサや水を与えない、病気やケガを放置する、動物を過密状態で飼育し衰弱させる等の行為は、「虐待」です。これを行った者も、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処されます。

